

第7回足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会

座長 小林謙二 様

2013年10月7日

全国建設労働組合総連合

中央執行委員長 巻田 幸正

足場からの墜落防止措置の効果検証・評価検討会への全建総連の意見

全国建設労働組合総連合(全建総連)は、現場で働く建設労働者の死亡災害を含む重篤災害に至る墜落・転落災害ゼロを目指した労働安全衛生対策の推進を図っています。このたび、「足場からの墜落防止措置」の効果検証・評価検討会の報告書について、論点1～4が示されています。全建総連は、墜落災害の防止については、「足場からの安全確保」を含め総合的視点にたちながら、加えて丁場ごとの墜落防止措置の課題を論ずることが有効と考えています。

そうした立場から、論点4※に示された「安衛則に基づく墜落防止措置を履行させるための取組は十分か」の課題を中心に、建設業での就業実態や安全経費の確保等が、足場からの墜落防止措置に通じる問題として、当組合の災害状況を踏まえて提起いたします。

【※論点4】

1. 足場の組立て又は解体時の最上階からの労働安全衛生規則(以下「安衛則」という。)に基づく墜落防止措置は十分か。
2. 通常作業時等の安衛則に基づく足場から墜落防止措置は十分か。
3. 安衛則に基づく足場の点検義務は十分か。
4. 安衛則に基づく墜落防止措置を履行させるための取組は十分か。

おもな報告は、

- ・全建総連組合員の死亡・死傷災害状況の特徴
- ・意見1－一人親方の災害を含めた検討・対策が必要
- ・意見2－安全経費が関係請負人すべてに確実に確保される必要性
- ・意見3－一側足場や2_層未満を含む墜落防止対策に必要な予算措置
- ・意見4－論点1～4について

1、全建総連の概要

建設業に従事するあらゆる職種の労働者、一人親方、零細事業主（総称して建設労働者・職人と表記）で構成し、全国すべての県に加盟組合をもつ連合体組織で、2013年6月現在、全県レベルのすべてに53組織があり、組合員は約61万人を数えます。

建設労働者の社会保障拡充、いのちや健康を守る安全衛生対策と労災補償制度の拡充、雇用就労の確保、生活向上、そして技術技能の向上や若年技能者確保を推進する産業別個人加盟労組であり、組合員の就労は、いわゆる野丁場、町場、ハウスメーカーの下請丁場などの職域で就労しています。

2、全建総連組合員の直近3年間の死亡・死傷災害状況【別紙資料1参照】

9年間の組合員死亡者は369人（下表1合計）、雇用労働者死亡は180人で全体の48.8%ですが、一人親方・事業主が189人とその51.2%が厚生労働省の死亡者統計に表記されていない災害です。

前項に、全建総連の組織概要を示しましたが、死亡災害は組合員の多くが元請けとなる町場領域における災害だけでなく、野丁場といわれるゼネコン現場やハウスメーカー等が元請する領域での下請作業での死亡災害が含まれています。

「労働者統計」に表記されない死亡災害状況（表1）

年	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	合計
労働者	28人	14人	12人	22人	18人	19人	25人	29人	13人	180人
事業主	9人	6人	3人	11人	11人	14人	5人	14人	5人	78人
一人親方	10人	13人	11人	10人	12人	10人	16人	17人	12人	111人
合計	47人	33人	26人	43人	41人	43人	46人	60人	30人	369人

・ H21年の改正規則以降の建設業の死亡災害と全建総連組合員の死亡災害比較では以下ようになります。

22年 建設業全体 365人（組合員死亡は46人で建設業全体の12.6%）

● 墜落・転落159人（組合員死亡は29人で建設業全体の18.2%）

割合は43.6%と最大（組合員比率は63.0%）

23年 建設業全体 342人（組合員死亡は60人で建設業全体の17.5%）

● 墜落・転落159人（組合員死亡は40人で建設業全体の25.2%）

割合は46.5%と最大（組合員比率は66.7%）

24年 建設業全体 367人（組合員死亡は30人で建設業全体の8.2%）

● 墜落・転落は157人（組合員死亡は22人で建設業全体の14.0%）

割合は42.8%と最大（組合員比率は73.3%）

- ・組合員死亡の特徴は、上記表1および別紙の資料1で示していますが、
- ①建設業全体の死亡災害の1割前後(H22=12.6%、23年=17.5%、24年=8.2%)は全建総連の組合員であることから、命を守る安全対策については極めて高い関心を持っています。
 - ②そして、死亡者の5割が現場で就労する一人親方、事業主(組合員の労災特別加入者)であること、従って、すべての就労領域において統計に表われない一人親方等の死亡災害や重篤な災害の要因を含む検証作業が必要と考えます。
 - ③直近3年の墜落・転落死亡災害は、建設業全体で約4割と最大要因であるが、全建総連の数字はさらに6割～7割超となっており、このことから小規模事業者への安全教育や、安全確保の情報が少ないことで事故に遭遇していることが想定されます(全建総連と加盟組合・支部等では独自に安全衛生教育を実施)。従って、一人親方等が就労する場合の安全確保対策は特別に必要と考えます。
 - ④休業4日以上之死傷災害においても、墜落・転落災害が最大要因となっていますが、組合員災害も同様に、墜落・転落が最大要因であり、「足場から」を含む総合的な災害防止措置が必要です。

22年 建設業割合 33.5% (組合員における墜落・転落死傷災害は21.8%)

23年 建設業割合 34.2% (組合員における墜落・転落死傷災害は24.9%)

24年 建設業割合 34.5% (組合員における墜落・転落死傷災害は24.5%)

※死亡災害を除く災害発生には、労災隠しも想定されるため、厚生労働省統計資料の数字は把握されたもののみであることを留意する必要があります。

3、意見1 一人親方の災害を含めた検討・対策が必要【別紙資料2参照】

「効果検証・評価検討会」で検討された労働災害統計は、「労働者」(労働基準法第9条規定)のみの死亡災害、休業4日以上之死傷災害で検証されています。

前項でも、一人親方(法的定義はない)等の災害が一定数を占めている現状を説明していますが、資料2に示した建設就業者の推移(出所:総務省「労働力調査」)は、平成9年(1997年)の685万人をピークに減少(ここ3年の微増)しつつ、一人親方等の労災特別加入者はうなぎ上りに増加しています。

資料2下段の棒グラフは全建総連組合員加入者統計ですが、建設就業者の減少と連動して組合員が減少(平成9年建設就業者は685万人、全建総連組織は75万人)という状況の中、いわゆる一人親方労災加入者のみが増加傾向です。

その要因として、

- ・経費削減の必要性から、労災元請責任(※)まで回避したいとする元請からの圧力。

※労働保険徴収法8条の「請負一括」規定。

・事業者による消費税課税や社会保険加入負担の回避等。

※雇用労働者は消費税の仕入れ控除にならず、事業者負担となる。

があること、実態としては「労働者」であるにもかかわらず「一人親方労災保険への加入が強要されている」（16才の一人親方労災保険加入者も存在）等の告発が全建総連にも寄せられていること、労災特別加入制度を悪用した状況が懸念されます。

そうした「一人親方（労務請負）」については、実態が労働者であれば元請事業者が労災責任を果たすべきですが、現状は放置されている場合も見られることから、労働基準監督署は、就労実態を含めた指導を行うことが必要です。

また、元請事業者の安全確保に対する意識変革も重要と考えます。とりわけ墜落・転落災害を防止するための教育や情報提供、安全具（保護帽、安全帯等）の貸与等の措置が行われ、安全文化を現場の隅々までいき渡りような指導が必要です。

＜告発事例＞ゼネコンの粉塵現場に電動ファン付きマスクを自主的に装着して就労しようとした一人親方に、元請けの現場監督から「そんな大げさなものを付けられると、周りから有害物を撒き散らしていると見られるからやめてほしい」といわれ、仕方なく電動マスクは使用せずに就労した。（あつてはならないこと）

4、意見2 安全経費が関係請負人すべてに確実に確保される必要性

足場からの墜落災害防止措置を含めて、第12次労働災害防止計画に記載された「施工時の安全衛生を確保するための必要経費を積算するよう、また関係請負人へその経費が確実に渡るよう、国土交通省と連携して対応する」（第12次防P12・P24）とされました。足場からの墜落転落防止措置の強化とともに、安全経費が関係請負人に確実に、または別枠で履行されることが必要と考えます。

この「12次防」の記載は重要です。「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要項」のポイント17ページに、各主体における留意事項「関係請負人が墜落防止措置を採るために必要な経費についても配慮」と記載されています。

これを「配慮」に留めずに、確実に履行するよう「国土交通省と連携して」周知徹底することが必要です。なぜなら、総価契約方式の下では競争原理の中で、安全のための経費は十分確保できなくなる場合が多く、結果として安衛則で定められた規定さえ不十分な現状に至っている場合が見受けられるからです。

この安全経費がまさに「関係請負人に確保されること」の担保が課題です。その上で、しっかりした足場からの墜落防止措置が行われ、現場で働く労働者の安全に貢献することができます。そうした安全文化の醸成は行政、業界が一体で取り組む課題と考えます。

5、意見3 一側足場や2階未満を含む墜落防止対策に必要な予算措置を

木造建築工事での安全衛生規則の徹底・実効性をどう確保していくのか、「2階未満の作業であっても墜落・転落の死傷災害が全体の4割を占める」（推進要項第2の2（2））こと、一側足場については、今回の論点にはありませんが墜落防止を含めた高所作業全体の対策強化でこそその墜落災害の防止と考えます。

大手現場のつり足場やわく組み足場の安全確保と、低層現場における単管足場の安全確保では実情が違うこと、とりわけ低層建築現場における足場では、一側足場や2階未満の高さからの墜落災害が発生していることから、論議されることが必要と考えます。

「不安全作業写真」資料は最近の都内における住宅リフォーム現場での作業について撮ったものです。新築現場では先行足場がほとんどですが、住宅リフォーム現場では不十分な足場が多く、足場がない高所作業も見られるのが実態です。こうした現場をなくすためにも、官民協力しての安全指導が行政だけでなく民間の協力を含めて構築していくことが必要と考えます。

労働基準監督署単位に設置されている自主的な「安全推進協議会」に対し、国の予算措置が減額されました。自主的な労働災害防止活動の活性化が必要であり、そのためには国の予算措置が必要です。

6、意見4

4項目の論点が示されています。1～3については他委員からの提起に委ねます。論点4について、「安衛則に基づく墜落防止措置を履行させるための取組」は不十分と考えます。なぜなら、

- ・安衛則が、とりわけ小規模事業者にも周知徹底されていない現状であること。
- ・自主的な「防災団体」等への活動支援「国の予算措置」等が減額されている現状。
- ・そして、建売現場では事業者が売主（顧客が定まっていない場合）の場合、たとえ事業者が施工管理していても元請としての労災責任が問われず、個別に下請契約を行った一人親方の手間請大工（実態として労働者性が高い）が元請となる現状があります。安全衛生確保措置については、そうした「売主」でも、安衛則31条「注文者の講ずべき措置」がなされるとはいえ、実効性の確保は労災責任が伴ってこそその安全確保です。

同様に、安衛則29条「元方事業者の講ずべき措置」、30条「特定元方事業者等の講ずべき措置」が十分機能しているのかも疑問です。

全建総連は、こうした安衛則に基づく墜落防止措置を履行させるため、厚生労働省への要請、同時に安衛側を組合員に周知啓発しつつ、災害防止をめざして自主的取り組みを推進しています。

従って、「足場からの墜落防止措置」は、さまざまな角度から総合的な対策を推進していくことで実効性が確保されると考えます。

民間住宅のリフォーム工事・2m以上の作業

(2013年3月都内・宮本部長撮影)



- ・ヘルメットなし
- ・安全帯着用なし
- ・単菅足場

2010年～2012年の全建総連組合員の直前3年間の死亡・死傷災害の状況

資料1

2010年1～12月死亡災害原因

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	電動工具機械	切れ・こすれ	踏み抜き	感電	交通事故	動作の反動	その他	合計	割合
労働者	16		1	2	1					2		3	25	54.3%
事業主	5												5	
一人親方	8	1		1					1	3		2	16	45.7%
合計	29	1	1	3	1				1	5		5	46	100%
割合	63.0%	2.2%	2.2%	6.5%	2.2%				2.2%	10.9%		10.9%		—

2010年1～12月休業4日以上死傷災害原因

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	電動工具機械	切れ・こすれ	踏み抜き	感電	交通事故	動作の反動	その他	合計	割合
労働者	649	354	109	260	40	390	291	44	0	105	325	275	2842	33.0%
事業主	412	309	92	145	24	254	171	30	2	48	289	151	1927	67.0%
一人親方	812	522	144	292	49	584	383	53	4	63	593	332	3831	
合計	1873	1185	345	697	113	1228	845	127	6	216	1207	758	8600	100%
割合	21.8%	13.8%	4.0%	8.1%	1.3%	14.3%	9.8%	1.5%	0.1%	2.5%	14.0%	8.8%		—

2011年1～12月死亡災害原因

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	電動工具機械	切れ・こすれ	踏み抜き	感電	交通事故	動作の反動	その他	合計	割合
労働者	19				1					2		7	29	48.3%
事業主	10			1						1		5	17	51.7%
一人親方	11											3	14	
合計	40			1	1					3		15	60	100%
割合	66.7%			1.7%	1.7%					5.0%		25.0%		—

2011年1～12月休業4日以上死傷災害原因

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	電動工具機械	切れ・こすれ	踏み抜き	感電	交通事故	動作の反動	その他	合計	割合
労働者	752	302	102	257	32	385	291	46	1	97	263	234	2762	32.5%
事業主	503	236	94	136	24	262	169	28	0	46	299	170	1967	67.5%
一人親方	860	473	168	289	36	525	402	59	4	75	586	296	3773	
合計	2115	1011	364	682	92	1172	862	133	5	218	1148	700	8502	100%
割合	24.9%	11.9%	4.3%	8.0%	1.1%	13.8%	10.1%	1.6%	0.1%	2.6%	13.5%	8.2%		—

2012年1～12月死亡災害原因

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	電動工具機械	切れ・こすれ	踏み抜き	感電	交通事故	動作の反動	その他	合計	割合
労働者	9			1						2		1	13	43.3%
事業主	2									1		2	5	56.7%
一人親方	11											1	12	
合計	22			1						3		4	30	100%
割合	73.3%			3.3%						10.0%		13.3%		—

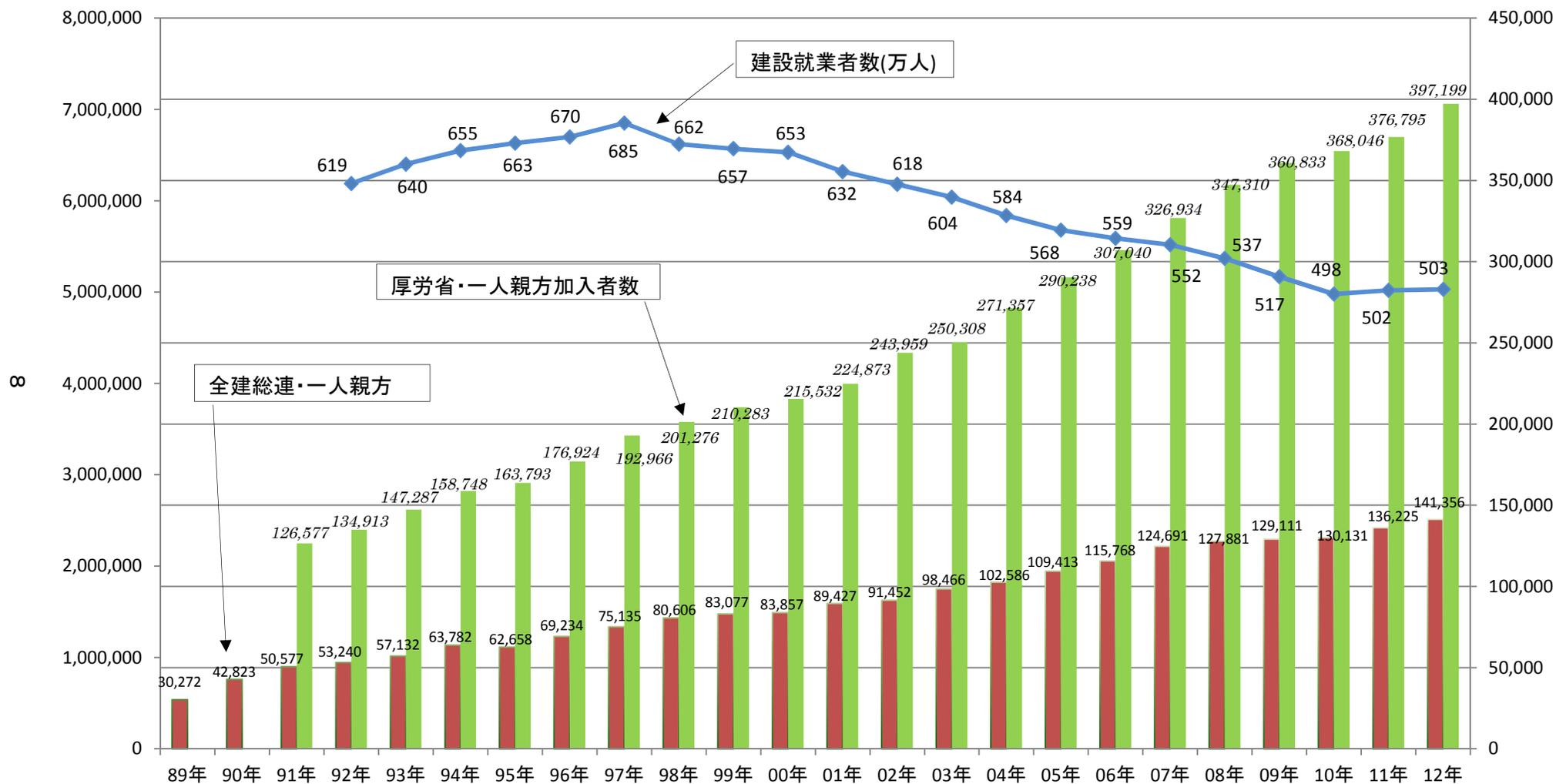
2012年1～12月休業4日以上死傷災害原因

	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	電動工具機械	切れ・こすれ	踏み抜き	感電	交通事故	動作の反動	その他	合計	割合
労働者	758	334	114	259	45	327	314	29	4	124	279	303	2890	33.1%
事業主	400	253	84	149	26	224	168	28	0	64	348	162	1906	66.9%
一人親方	983	532	146	291	41	501	402	53	2	98	618	276	3943	
合計	2141	1119	344	699	112	1052	884	110	6	286	1245	741	8739	100%
割合	24.5%	12.8%	3.9%	8.0%	1.3%	12.0%	10.1%	1.3%	0.1%	3.3%	14.2%	8.5%		—

※ 割合は小数点第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない場合があります。

建設就業者推移と一人親方労災特別加入者の割合

資料2



- ◆建設業就業者状況 総務省「労働力調査」(暦年平均)
- ◆一人親方加入者数 厚生労働省労働基準局「労災保険事業年度」
- ◆全建総連組合員の一人親方加入数